

苦小牧文化応援隊 サポーター規約

第 1 条 (目的)

1. 本規約は、一般社団法人苦小牧文化応援隊（以下「応援隊」という。）のサポーター制度について定めるものとする。
2. 登録申請を行ったサポーターは、すべて本規約に同意したものとみなす。

第 2 条 (サポーターおよび登録要件)

本規約におけるサポーターとは、応援隊の趣旨に賛同し、サポーター活動に参加するために登録申請を行った者を指し、その登録要件は次のとおりとする。

1. 応援隊の活動方針、事業内容に賛同していること
2. 苦小牧市内でのサポーター活動に参加可能であること
3. 必要に応じて応援隊の実施する養成講座等を受講し、スキルアップの意欲を有すること
4. 反社会的勢力に属していないこと

第 3 条 (登録申請、年会費)

1. サポーターになろうとする者は、応援隊の指定する申込みフォーム、もしくは登録申込書を用いて登録申請を行うものとする。
2. サポーターの年会費は無料とする。

第 4 条 (登録期間)

サポーターの登録期間は、原則として応援隊が登録申請を受理した日から同日を含む年度の終わりまでとし、翌年度の更新を希望する者は別に定める更新届を応援隊に提出する。ただし、応援隊がその設立初年度に登録申請を受理したサポーターにおいては、登録期間を翌年度末までとする。

第 5 条 (変更、退会)

1. サポーターはその氏名、連絡先等、登録事項に変更が生じた場合には、速やかに応援隊へ報告し、別に定める変更届を提出する。
2. サポーターが、本条第 1 項の届出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、応援隊はその責任を一切負わないものとする。
3. サポーターは、その退会の日の 1 ヶ月前までに別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第 6 条（登録の取消）

次の場合は、応援隊はサポーターの登録を取り消すことができる。

1. 登録申請および各種届出の内容と異なる事実が判明したとき
2. サポーターが法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
3. その他、応援隊がサポーターと認めることを不相当と判断したとき

第 7 条（規約の変更）

応援隊は、必要があるときは、本規約を変更することができるものとし、この場合変更内容をサポーターに通知するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第 8 条（補則）

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

本規約は、2025 年 1 月 9 日より施行する。